

新市建設計画の変更箇所

表紙

該当ページ	変更後	変更前
表紙	平成27年12月変更 香取市	(追加)

目次

該当ページ	変更後	変更前
目次	<p>第8章 財政計画…………… 89</p> <p>1. 前提条件…………… 90</p> <p> (1) 基本的考え方…………… 90</p> <p> (2) 計画の前提条件…………… 90</p> <p> (3) 各項目の前提条件…………… 90</p> <p>2. 歳入…………… 95</p> <p>3. 歳出…………… 96</p> <hr/> <p>第9章 香取地域1市3町の概況…………… 97</p> <p>1. 位置と地勢、概要…………… 98</p> <p> (1) 位置と地勢、面積…………… 98</p> <p> (2) 1市3町の概要…………… 99</p> <p>2. 人口と世帯の状況…………… 101</p> <p> (1) 人口の状況…………… 101</p> <p> (2) 世帯の状況…………… 105</p> <p>3. 土地利用の状況…………… 106</p> <p>4. 道路・交通条件…………… 107</p> <p> (1) 広域交通網…………… 107</p> <p> (2) 1市3町の主要交通網…………… 108</p> <p>5. 産業の状況…………… 110</p> <p> (1) 就業人口…………… 110</p> <p> (2) 農林水産業…………… 113</p> <p> (3) 商業…………… 116</p> <p> (4) 工業…………… 117</p> <p> (5) 観光…………… 118</p> <p> (6) 経済団体等の状況…………… 119</p> <p>6. 1市3町の結びつきの状況…………… 120</p> <p> (1) 通勤の状況…………… 120</p> <p> (2) 通学の状況…………… 121</p>	<p>第8章 財政計画…………… 89</p> <p>1. 前提条件…………… 90</p> <p> (1) 基本的考え方…………… 90</p> <p> (2) 計画の前提条件…………… 90</p> <p> (3) 各項目の前提条件…………… 90</p> <p>2. 歳入…………… 95</p> <p>3. 歳出…………… 96</p> <p> 別表…………… 97</p> <hr/> <p>第9章 香取地域1市3町の概況…………… 107</p> <p>1. 位置と地勢、概要…………… 108</p> <p> (1) 位置と地勢、面積…………… 108</p> <p> (2) 1市3町の概要…………… 109</p> <p>2. 人口と世帯の状況…………… 111</p> <p> (1) 人口の状況…………… 111</p> <p> (2) 世帯の状況…………… 115</p> <p>3. 土地利用の状況…………… 116</p> <p>4. 道路・交通条件…………… 117</p> <p> (1) 広域交通網…………… 117</p> <p> (2) 1市3町の主要交通網…………… 118</p> <p>5. 産業の状況…………… 120</p> <p> (1) 就業人口…………… 120</p> <p> (2) 農林水産業…………… 123</p> <p> (3) 商業…………… 126</p> <p> (4) 工業…………… 127</p> <p> (5) 観光…………… 128</p> <p> (6) 経済団体等の状況…………… 129</p> <p>6. 1市3町の結びつきの状況…………… 130</p> <p> (1) 通勤の状況…………… 130</p> <p> (2) 通学の状況…………… 131</p>

該当ページ	変更後	変更前
目次	(3) 買物の状況 (最寄品) <u>122</u> (4) 買物の状況 (買回品) <u>123</u> 7. 主な行政サービス・公共施設等の状況 <u>124</u> (1) 福祉 <u>124</u> (2) 保健・衛生 <u>130</u> (3) 教育・文化 <u>134</u> 8. 行財政の状況 <u>138</u> (1) 行政組織・機構 <u>138</u> (2) 職員・議員の状況 <u>143</u> (3) 財政の状況 <u>144</u> 9. 広域行政の状況 <u>147</u>	(3) 買物の状況 (最寄品) <u>132</u> (4) 買物の状況 (買回品) <u>133</u> 7. 主な行政サービス・公共施設等の状況 <u>134</u> (1) 福祉 <u>134</u> (2) 保健・衛生 <u>140</u> (3) 教育・文化 <u>144</u> 8. 行財政の状況 <u>148</u> (1) 行政組織・機構 <u>148</u> (2) 職員・議員の状況 <u>153</u> (3) 財政の状況 <u>154</u> 9. 広域行政の状況 <u>157</u>

第1章 序論

2. 計画策定の方針 (3) 計画の期間

該当ページ	変更後	変更前
P 1 0	本計画の期間は、平成18年度から <u>平成37年度までの20年間</u> とします。	本計画の期間は、平成18年度から <u>平成27年度までの10年間</u> とします。

第4章 新市建設の基本方針

4. 人口の見通し (1) 人口と世帯

該当ページ	変更後	変更前
P 4 7	<p>① 総人口</p> <p><u>国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口 (平成25年3月推計)」によると、新市の総人口は、今後も減少傾向で推移し、平成12年の90,943人から、目標年度である平成37年には68,100人になることが想定されます。</u></p> <p>② 年齢階層別人口</p> <p>年齢階層別にみると、出生率の低下や平均寿命の伸長により少子高齢化が一層進むことが予想され、14歳以下の年少人口は平成12年の12,802人(14.1%)から<u>平成37年には5,860人(8.6%)</u>に、15～64歳の生産年齢人口は平成12年の58,469人(64.3%)から<u>平成37年には35,680人(52.4%)</u>に、65歳以上の老年人口は平成12年の19,668人(21.6%)から<u>平成37年には26,560人(39.0%)</u>になることが想定されます。</p>	<p>① 総人口</p> <p><u>国勢調査に基づき、コーホートセンサス変化率法 (同時出生集団の一定期間における人口の変化率を計算し、その変化率は将来も変化しないと仮定して推計する方法) により人口推計を行った結果 (過去4回の国勢調査をもとに市町ごとに推計して合算。政策努力による増加分は加味せず。)</u>によると、新市の総人口は、今後も減少傾向で推移し、平成12年の90,943人から、目標年度である<u>平成27年には82,860人</u>になることが想定されます。</p> <p>② 年齢階層別人口</p> <p>年齢階層別にみると、出生率の低下や平均寿命の伸長により少子高齢化が一層進むことが予想され、14歳以下の年少人口は平成12年の12,802人(14.1%)から<u>平成27年には11,670人(14.1%)</u>に、15～64歳の生産年齢人口は平成12年の58,469人(64.3%)から<u>平成27年には48,010人(57.9%)</u>に、65歳以上の老年人口は平成12年の19,668人(21.6%)から<u>平成27年には23,180人(28.0%)</u>になることが想定されま</p>

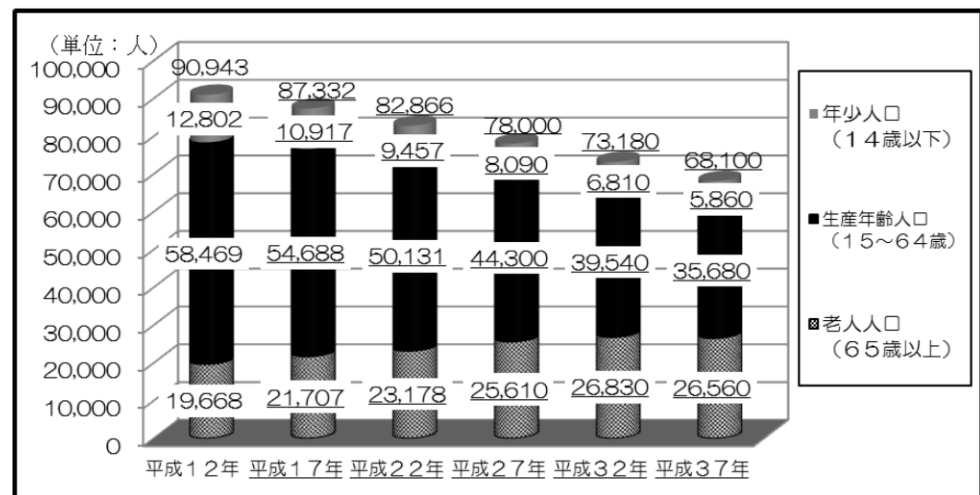
該当ページ	変更後	変更前
P 4 7	<p>③ 世帯数</p> <p>世帯数については、核家族化がさらに進むことが見込まれ、平成12年の26,752世帯から平成37年には26,600世帯になることが想定されます。</p> <p>また、一世帯当人数については、平成12年の3.40人から平成37年には2.56人に減少することが想定されます。</p>	<p>③ 世帯数</p> <p>世帯数については、核家族化がさらに進むことが見込まれ、平成12年の26,752世帯から平成27年には28,500世帯に増加することが想定されます。</p> <p>また、一世帯当人数については、平成12年の3.40人から平成27年には2.91人に減少することが想定されます。</p>

P 4 8	人口と世帯	人口と世帯
-------	-------	-------

(単位：人、世帯、人/世帯、%)

項目	年						年平均伸び率		
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	H12~H17	H17~H27	H27~H37
総人口	90,943	87,332	82,866	78,000	73,180	68,100	△ 0.81	△ 1.12	△ 1.35
年少人口 (14歳以下)	12,802 (14.1%)	10,917 (12.5%)	9,457 (11.4%)	8,090 (10.4%)	6,810 (9.3%)	5,860 (8.6%)	△ 3.14	△ 2.95	△ 3.17
生産年齢人口 (15~64歳)	58,469 (64.3%)	54,688 (62.6%)	50,131 (60.5%)	44,300 (56.8%)	39,540 (54.0%)	35,680 (52.4%)	△ 1.33	△ 2.08	△ 2.14
老年人口 (65歳以上)	19,668 (21.6%)	21,707 (24.9%)	23,178 (28.0%)	25,610 (32.8%)	26,830 (36.7%)	26,560 (39.0%)	1.99	1.67	0.36
世帯数	26,752	27,264	27,309	27,200	27,010	26,600	0.38	△ 0.02	△ 0.22
一世帯当人数	3.40	3.20	3.03	2.87	2.71	2.56	=	=	=

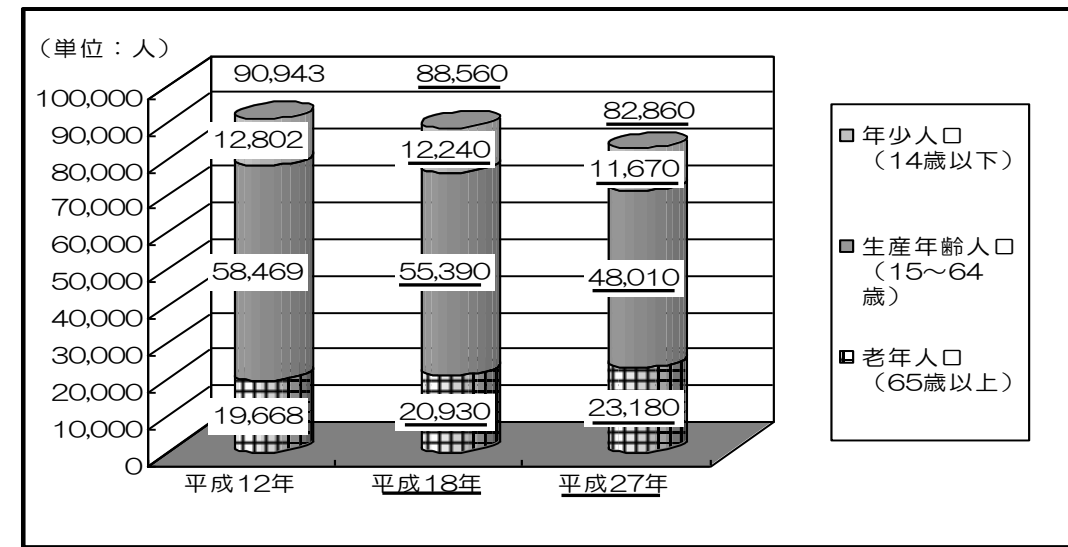
注) 平成12年及び平成17年、平成22年は実績値。推計値は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」により推計したものであり、10人及び10世帯単位としている。%は小数点以下2位を四捨五入して算出しているため、合計が100%にならない場合がある。



(単位：人、世帯、人/世帯、%)

項目	年			年平均伸び率	
	平成12年	平成18年	平成27年	H12~H18	H18~H27
総人口	90,943	88,560	82,860	△ 0.53	△ 0.74
年少人口 (14歳以下)	12,802 (14.1%)	12,240 (13.8%)	11,670 (14.1%)	△ 0.89	△ 0.53
生産年齢人口 (15~64歳)	58,469 (64.3%)	55,390 (62.5%)	48,010 (57.9%)	△ 1.08	△ 1.58
老年人口 (65歳以上)	19,668 (21.6%)	20,930 (23.6%)	23,180 (28.0%)	1.25	1.14
世帯数	26,752	27,690	28,500	0.69	0.32
一世帯当人数	3.40	3.20	2.91	=	=

注) 平成12年は実績値。推計値は、コーホートセンサス変化率法等により推計したものであり、10人及び10世帯単位としている。%は小数点以下2位を四捨五入して算出しているため、合計が100%にならない場合がある。



4. 人口の見通し (2) 就業人口

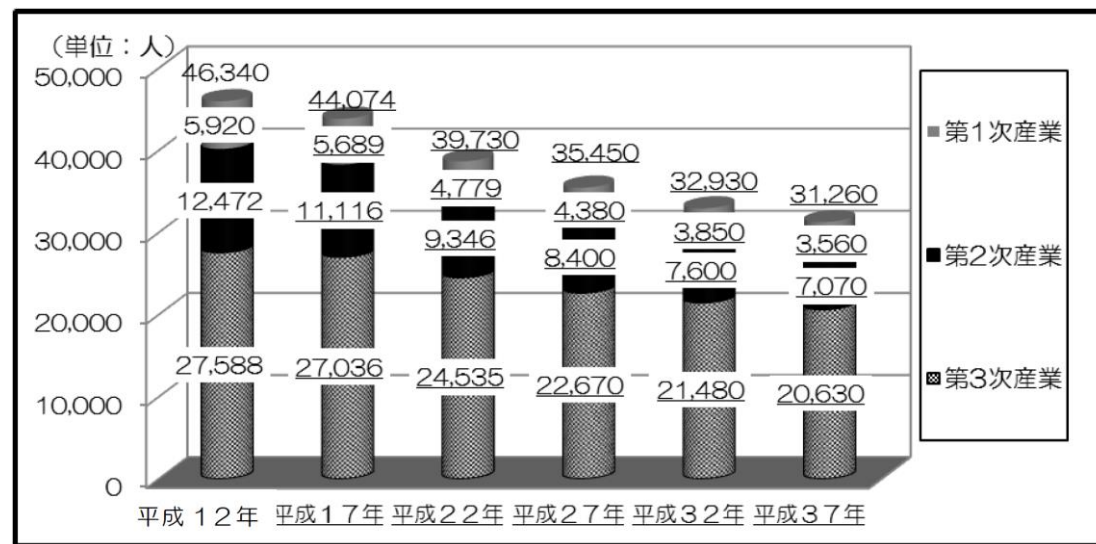
該当ページ	変更後	変更前
P 4 9	就業人口については、第1次産業は平成12年の5,920人(12.8%)から平成37年には3,560人(11.4%)に、第2次産業は平成12年の12,472人(26.9%)から平成37年には7,070人(22.6%)に、第3次産業は平成12年の27,588人(59.5%)から平成37年には20,630人(66.0%)になることが想定されます。	就業人口については、第1次産業は平成12年の5,920人(12.8%)から平成27年には2,680人(5.7%)に、第2次産業は平成12年の12,472人(26.9%)から平成27年には13,040人(27.8%)に、第3次産業は平成12年の27,588人(59.5%)から平成27年には31,120人(66.4%)になることが想定されます。

就業人口

(単位：人、%)

項目	年						年平均伸び率		
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	H12~H17	H17~H27	H27~H37
就業人口総数	46,340	44,074	39,730	35,450	32,930	31,260	△ 1.00	△ 2.15	△ 1.25
第1次産業	5,920 (12.8%)	5,689 (12.9%)	4,779 (12.0%)	4,380 (12.4%)	3,850 (11.7%)	3,560 (11.4%)	△ 0.79	△ 2.58	△ 2.05
第2次産業	12,472 (26.9%)	11,116 (25.2%)	9,346 (23.5%)	8,400 (23.7%)	7,600 (23.1%)	7,070 (22.6%)	△ 2.28	△ 2.76	△ 1.71
第3次産業	27,588 (59.5%)	27,036 (61.3%)	24,535 (61.8%)	22,670 (63.9%)	21,480 (65.2%)	20,630 (66.0%)	△ 0.40	△ 1.75	△ 0.94
就業率	51.0%	50.5%	47.9%	45.4%	45.0%	45.9%	=	=	=

注) 平成12年及び平成17年、平成22年は実績値。推計値は、トレンド法等により推計したものであり、10人及び10世帯単位としている。%は小数点以下2位を四捨五入して算出しているため、合計が100%にならない場合がある。

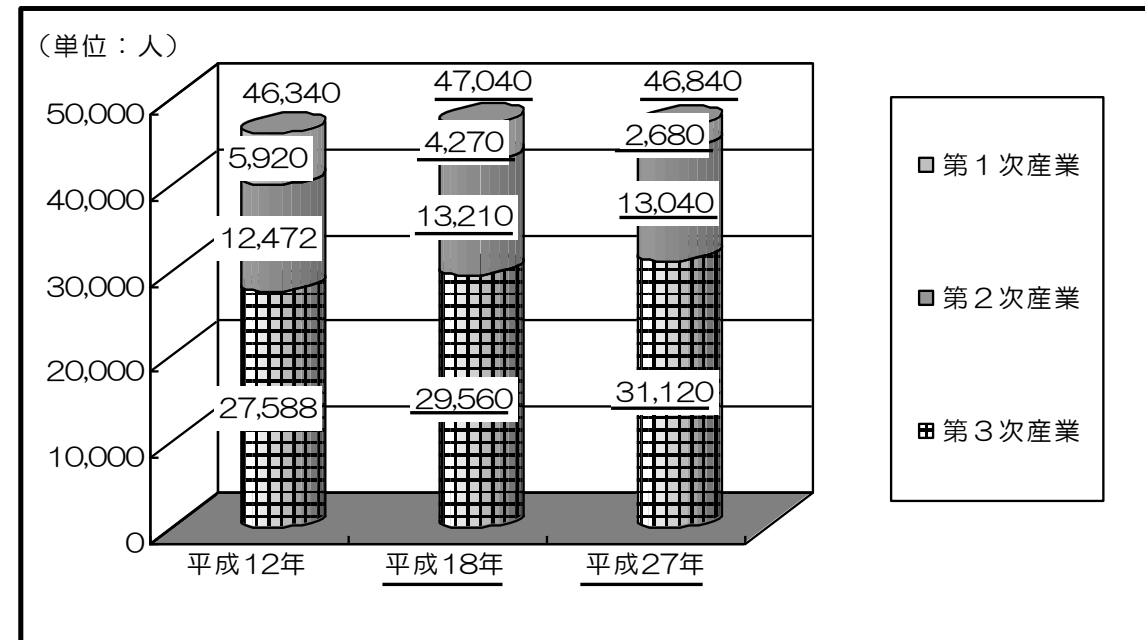


就業人口

(単位：人、%)

項目	年			年平均伸び率	
	平成12年	平成18年	平成27年	H12~H18	H18~H27
就業人口総数	46,340	47,040	46,840	0.30	△ 0.05
第1次産業	5,920 (12.8%)	4,270 (9.1%)	2,680 (5.7%)	△ 6.33	△ 5.04
第2次産業	12,472 (26.9%)	13,210 (28.1%)	13,040 (27.8%)	1.16	△ 0.14
第3次産業	27,588 (59.5%)	29,560 (62.8%)	31,120 (66.4%)	1.39	0.57
就業率	51.0%	53.1%	56.5%	=	=

注) 平成12年は実績値。推計値は、トレンド法等により推計したものであり、10人単位としている。%は小数点以下2位を四捨五入して算出しているため、合計が100%にならない場合がある。



第5章 新市の施策

2. ぬくもりのある健康福祉のまち (1) 地域福祉の充実

該当ページ	変更後	変更前
P 59	<p>超少子高齢社会の中で、子どもから高齢者、障害者にいたる誰もが、住み慣れた地域で健康で安心して暮らせるよう、地域福祉計画を策定し、福祉・保健・医療分野の相互の連携強化とともに、各種サービスの充実と利用者への適切な情報提供・相談体制づくりを進めます。</p> <p>併せて、福祉教育や啓発活動を推進し、住民の福祉意識の高揚に努めるとともに、社会福祉協議会や民生・児童委員、各種福祉団体、NPO等の福祉活動を育成・支援していきます。</p> <p>また、社会福祉協議会等との連携のもと、福祉ボランティアの育成・ネットワーク化や地域ぐるみの助け合いを実践する福祉ネットワークの形成及びその活動拠点となる施設の整備充実を図ります。</p> <p>【主要施策】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ■地域福祉計画の策定 ■社会福祉協議会、民生・児童委員活動への支援 ■福祉教育、啓発活動の推進 ■各種福祉団体、NPO等の育成・支援 ■福祉ボランティアの育成とネットワーク化の促進 ■地域ぐるみ福祉ネットワークの形成促進 ■<u>地域福祉活動の拠点施設の整備充実</u> </div>	<p>超少子高齢社会の中で、子どもから高齢者、障害者にいたる誰もが、住み慣れた地域で健康で安心して暮らせるよう、地域福祉計画を策定し、福祉・保健・医療分野の相互の連携強化とともに、各種サービスの充実と利用者への適切な情報提供・相談体制づくりを進めます。</p> <p>併せて、福祉教育や啓発活動を推進し、住民の福祉意識の高揚に努めるとともに、社会福祉協議会や民生・児童委員、各種福祉団体、NPO等の福祉活動を育成・支援していきます。</p> <p>また、社会福祉協議会等との連携のもと、福祉ボランティアの育成・ネットワーク化や地域ぐるみの助け合いを実践する福祉ネットワークの形成を進めます。</p> <p>【主要施策】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ■地域福祉計画の策定 ■社会福祉協議会、民生・児童委員活動への支援 ■福祉教育、啓発活動の推進 ■各種福祉団体、NPO等の育成・支援 ■福祉ボランティアの育成とネットワーク化の促進 ■地域ぐるみ福祉ネットワークの形成促進 ■<u>(追加)</u> </div>

第8章 財政計画

1. 前提条件 (2) 計画の前提条件 ①計画期間

該当ページ	変更後	変更前
P 90	<p>財政計画の計画期間は、新市建設計画の計画期間及び合併特例債の発行措置期間と同様に、合併後<u>20年度間</u>（平成18年度から平成37年度まで）としています。</p>	<p>財政計画の計画期間は、新市建設計画の計画期間及び合併特例法による財政支援措置期間と同様に、合併後<u>10年度間</u>（平成18年度から平成27年度まで）としています。</p>

1. 前提条件 (3) 各項目の前提条件 【歳入】

該当ページ	変更後	変更前
P 91	<p>② 地方譲与税</p> <p>地方譲与税は、いったん国税として徴収した税を一定の基準により地方自治体に配分されるもので、自動車重量譲与税や地方揮発油譲与税等があります。</p> <p>地方譲与税については、現行税制度を基本に見込んでいます。</p>	<p>② 地方譲与税</p> <p>地方譲与税は、いったん国税として徴収した税を一定の基準により地方自治体に配分されるもので、自動車重量譲与税、<u>地方道路譲与税</u>、平成16年度からの所得譲与税があります。</p> <p>地方譲与税については、現行税制度を基本に見込んでいます。</p>

該当ページ	変更後	変更前
P 9 1	<p>③ 各種交付金</p> <p>各種交付金は、県税の利子割分の一部について交付を受ける利子割交付金、<u>個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う減収の補填措置として交付を受ける地方特例交付金、県税の自動車取得税の一部について交付を受ける自動車取得税交付金、道路交通法の反則金から交付される交通安全対策特別交付金等があります。</u></p> <p>各種交付金については、現行制度を基本に見込んでいます。</p> <p>④ 地方交付税</p> <p>地方交付税は、地方公共団体ごとの財源の均衡を図り、かつ必要な財源を保障するために、国から交付されるお金です。地方交付税には、一定の算式により交付される普通交付税と、災害や合併等特別の財政事情に応じて交付される特別交付税があります。</p> <p>地方交付税については、現行の交付税制度を基本に、普通交付税及び特別交付税の合併に係る財政措置を見込んでいます。また、合併特例債の元利償還金に対する交付税措置についても見込んでいます。</p> <p><u>なお、合併市町村には、合併後の一定期間、普通交付税の算定についての特例措置（合併算定替）が設けられていますが、当該普通交付税の額については、特例措置が段階的に縮減される平成28年度から5年間の削減率を加味して算出しています。</u></p> <p>⑤ 分担金及び負担金</p> <p>分担金及び負担金は、地方自治体が行う特定の事業に充てるため、受益者から経費の全部又は一部を徴収するものです。</p> <p>分担金及び負担金については、<u>過去の実績等に基づいて推計しています。</u></p>	<p>③ 各種交付金</p> <p>各種交付金は、県税の利子割分の一部について交付を受ける利子割交付金、<u>恒久的減税の補填措置としてたばこ税、法人税の一部から交付を受ける地方特例交付金、県税の自動車取得税の一部について交付を受ける自動車取得税交付金、道路交通法の反則金から交付される交通安全対策特別交付金等があり、平成16年度から配当割交付金、株式譲渡所得割交付金</u>が新設されています。</p> <p>各種交付金については、現行制度を基本に見込んでいます。</p> <p>④ 地方交付税</p> <p>地方交付税は、地方公共団体ごとの財源の均衡を図り、かつ必要な財源を保障するために、国から交付されるお金です。地方交付税には、一定の算式により交付される普通交付税と、災害や合併等特別の財政事情に応じて交付される特別交付税があります。</p> <p>地方交付税については、現行の交付税制度を基本に、普通交付税及び特別交付税の合併に係る財政措置を見込んでいます。また、合併特例債の元利償還金に対する交付税措置についても見込んでいます。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>⑤ 分担金及び負担金</p> <p>分担金及び負担金は、地方自治体が行う特定の事業に充てるため、受益者から経費の全部又は一部を徴収するものです。</p> <p>分担金及び負担金については、<u>1市3町の推計額に基づいて見込んでいます。</u></p>
P 9 2	<p>⑥ 使用料及び手数料</p> <p>使用料は主に公の施設の使用料であり、手数料は特定の者に提供するサービスに対する費用として徴収するものです。</p> <p>使用料及び手数料については、<u>過去の実績等に基づいて推計しています。</u></p>	<p>⑥ 使用料及び手数料</p> <p>使用料は主に公の施設の使用料であり、手数料は特定の者に提供するサービスに対する費用として徴収するものです。</p> <p>使用料及び手数料については、<u>1市3町の推計額に基づいて見込んでいます。</u></p>
	<p><u>(削除)</u></p>	<p>⑧ 財産収入</p> <p><u>基金の利子収入や市町有財産の貸付及び売払いしたお金などです。</u></p> <p><u>財産収入については、通常の基金に加え、合併市町村振興基金に係る利子を見込んでいます。</u></p>

該当ページ	変更後	変更前
P 9 2	⑧ 繰入金	⑨ 繰入金
	⑨ 諸収入 諸収入は、他の歳入項目に含まれない収入をまとめた項目の総称で、延滞金や預金利子、雑入等で構成されています。 諸収入については、 <u>過去の実績等に基づいて推計しています。</u>	⑩ 諸収入 諸収入は、他の歳入項目に含まれない収入をまとめた項目の総称で、延滞金や預金利子、雑入等で構成されています。 諸収入については、 <u>1市3町の推計額に基づいて見込んでいます。</u>
	⑩ 地方債	⑪ 地方債

1. 前提条件 (3) 各項目の前提条件 【歳出】

該当ページ	変更後	変更前
P 9 4	⑧ 投資及び出資金・貸付金 投資及び出資金・貸付金は、主に公社等への出資や財団法人への出捐、中小企業への貸付などに充てられる経費のことです。 投資及び出資金・貸付金については、 <u>過去の実績等に基づいて推計しています。</u>	⑧ 投資及び出資金・貸付金 投資及び出資金・貸付金は、主に公社等への出資や財団法人への出捐、中小企業への貸付などに充てられる経費のことです。 投資及び出資金・貸付金については、 <u>1市3町の推計額に基づいて見込んでいます。</u>
	⑩ 投資的経費 <u>投資的経費は、道路、橋りょうなどの新設改良や、学校、文化施設等の公共施設の建設などに要する経費（普通建設事業費）及び災害復旧に要する経費をいいます。</u> 普通建設事業費については、合併特例債の活用を見込んだ事業や、その他の経常的な事業を見込んでいます。	⑩ 普通建設事業費 <u>普通建設事業費は、道路、橋りょうなどの新設改良や、学校、文化施設等の公共施設の建設などに要する経費で、いわゆる投資的な事業費をいいます。</u> 普通建設事業費については、合併特例債の活用を見込んだ事業や、その他の経常的な事業を見込んでいます。

2. 歳入 3. 歳出
別紙のとおり改める。

別表

別表（P 9 7からP 1 0 5）については削除する。

2. 歳入

変更後

(単位：百万円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
地方税	8,492	9,568	9,515	9,273	8,852	8,425	8,302	8,446	8,472	8,306
地方譲与税	1,197	541	519	486	476	464	433	413	394	370
各種交付金	1,793	1,571	1,418	1,374	1,353	1,263	1,129	1,241	1,305	1,569
地方交付税	8,010	7,425	7,568	8,115	8,171	12,830	9,693	9,692	8,792	10,158
分担金及び負担金	334	341	343	307	301	283	301	298	280	257
使用料及び手数料	520	536	593	567	488	435	455	435	454	456
国庫支出金	1,815	2,297	2,245	5,201	4,089	3,805	5,073	5,046	4,241	7,687
県支出金	1,013	1,270	1,386	1,497	1,532	2,609	2,836	2,386	1,663	1,822
繰入金	205	728	90	185	35	12	914	1,369	586	4,199
諸収入	1,547	1,006	1,387	1,456	1,846	3,034	4,230	3,124	2,804	2,424
地方債	2,449	2,697	2,573	2,665	3,599	2,780	6,091	4,761	5,006	7,458
歳入合計	27,375	27,980	27,637	31,126	30,742	35,940	39,457	37,211	33,997	44,706

	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
地方税	8,249	8,341	8,027	7,985	7,940	7,715	7,640	7,590	7,362	7,316
地方譲与税	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370
各種交付金	1,568	1,607	1,896	1,896	1,895	1,895	1,894	1,893	1,893	1,892
地方交付税	8,218	8,022	8,326	8,318	8,298	7,916	8,064	8,145	8,316	8,361
分担金及び負担金	257	257	257	257	257	257	257	257	257	257
使用料及び手数料	456	456	456	456	456	459	459	459	459	459
国庫支出金	4,155	4,224	4,366	3,986	3,638	3,503	3,552	3,608	3,615	3,568
県支出金	1,828	1,781	1,811	1,732	1,641	1,631	1,639	1,647	1,646	1,636
繰入金	250	247	249	194	370	1,012	1,069	1,069	1,169	1,069
諸収入	2,025	1,699	2,114	1,899	1,228	1,094	1,059	1,101	1,054	1,068
地方債	6,438	5,392	5,376	4,276	2,414	2,340	2,364	2,559	2,494	2,298
歳入合計	33,814	32,396	33,248	31,369	28,507	28,192	28,367	28,698	28,635	28,294

変更前

(単位：百万円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
地方税	8,449	8,436	8,423	8,363	8,338	8,287	8,237	8,187	8,137	8,086
地方譲与税	658	658	658	658	658	658	658	658	658	658
各種交付金	1,723	1,718	1,714	1,710	1,706	1,699	1,692	1,685	1,678	1,672
地方交付税	7,456	7,299	7,228	7,073	7,182	7,118	7,221	7,289	7,358	7,427
分担金及び負担金	358	358	358	358	358	358	358	358	358	358
使用料及び手数料	528	528	528	528	528	528	528	528	528	528
国庫支出金	2,456	2,458	2,460	2,282	2,284	2,292	2,299	2,305	2,312	2,319
県支出金	1,299	1,299	1,299	1,299	1,159	1,159	1,159	1,159	1,159	1,159
財産収入	10	21	30	41	41	41	41	41	41	41
繰入金	403	0	0	13	0	0	0	0	0	0
諸収入	659	659	659	659	659	659	659	659	659	659
地方債	4,631	4,628	4,626	3,635	3,633	3,629	3,625	3,622	3,618	3,615
歳入合計	28,630	28,062	27,983	26,619	26,546	26,428	26,477	26,491	26,506	26,522

3. 歳出

変更後											変更前										
(単位：百万円)											(単位：百万円)										
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
人件費	7,086	6,768	6,565	6,161	6,034	5,775	5,405	5,004	5,139	4,880	人件費	7,249	6,678	6,486	6,294	6,102	5,870	5,637	5,404	5,225	5,225
物件費	2,688	2,899	2,732	2,889	2,734	3,550	3,063	3,122	3,195	3,353	物件費	3,100	3,072	3,043	3,015	2,847	2,653	2,624	2,596	2,568	2,540
維持補修費	157	141	152	164	137	131	137	143	170	174	維持補修費	145	155	165	175	186	196	206	216	227	227
扶助費	3,314	3,458	3,526	3,607	4,600	5,273	5,025	5,156	5,558	5,619	扶助費	3,189	3,194	3,198	3,205	3,209	3,228	3,246	3,264	3,283	3,301
補助費等	4,362	4,337	4,426	5,949	4,576	4,348	4,381	5,786	4,260	5,053	補助費等	4,459	4,412	4,365	4,317	4,270	4,222	4,175	4,127	4,080	4,032
公債費	2,586	2,642	2,669	2,753	2,814	2,773	2,720	3,371	3,217	2,946	公債費	2,464	2,511	2,565	2,603	2,776	2,931	3,054	3,202	3,329	3,281
積立金	1,048	1,012	1,138	75	280	1,332	933	793	604	4,348	積立金	1,040	1,047	1,160	0	139	284	463	582	669	764
投資及び出資金・貸付金	145	196	205	345	340	295	321	299	414	408	投資及び出資金・貸付金	114	114	114	114	114	114	114	114	114	114
繰出金	2,974	2,999	3,105	3,174	3,207	3,407	3,938	3,517	3,489	4,331	繰出金	3,120	3,129	3,137	3,146	3,153	3,180	3,208	3,236	3,261	3,288
投資的経費(※)	2,122	2,647	2,242	4,184	4,273	4,361	9,772	6,964	5,555	11,828	普通建設事業費(※)	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750	3,750
うち特例債事業	123	361	472	1,002	768	776	3,822	3,048	3,063	5,381	うち特例債事業	1,951	1,951	1,951	1,951	1,951	1,951	1,951	1,951	1,951	1,951
歳出合計	26,482	27,099	26,760	29,301	28,995	31,245	35,695	34,155	31,601	42,940	歳出合計	28,630	28,062	27,983	26,619	26,546	26,428	26,477	26,491	26,506	26,522
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度											
人件費	4,685	4,669	4,592	4,410	4,364	4,210	4,070	4,048	3,889	3,780											
物件費	3,163	3,182	3,119	3,056	3,105	3,074	3,043	3,043	3,013	2,982											
維持補修費	180	189	193	199	205	210	216	222	228	235											
扶助費	5,634	5,675	5,717	5,751	5,778	5,790	5,802	5,814	5,827	5,843											
補助費等	4,043	3,776	3,799	4,460	3,755	3,730	3,655	3,690	3,717	3,777											
公債費	3,154	3,345	3,941	4,194	4,432	4,516	4,662	4,732	4,757	4,785											
積立金	304	105	106	107	107	106	106	105	104	103											
投資及び出資金・貸付金	543	417	332	282	353	336	325	354	355	359											
繰出金	3,679	3,769	3,857	3,973	4,081	4,172	4,239	4,296	4,381	4,427											
投資的経費(※)	7,288	6,114	6,651	4,671	2,193	1,946	2,107	2,298	2,255	1,951											
うち特例債事業	4,814	3,713	3,696	2,539	573	494	520	725	657	450											
歳出合計	32,673	31,241	32,307	31,103	28,373	28,090	28,225	28,602	28,526	28,242											

(※) 別表に、普通建設事業費の配分方法及び「第5章 新市の施策」における主たる事業の一部抜粋を添付しております。
 なお、事業費の算出については、現行計画・制度等を基本に行っており、今後の財政事情等により、事業費の変動が予想されます。

(※) 事業費の算出については、現行計画・制度等を基本に行っており、今後の財政事情等により、事業費の変動が予想されます。